

名古屋市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等補助事業 計画案募集のご案内【追加募集】

令和8年8月17日

I 計画案の募集について

名古屋市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等補助事業による補助を受けて、住宅の改修又は管理を希望される方から、住宅の改修又は管理に関する計画案を募集します。

「住宅改修費補助」「家賃減額補助」「家賃債務保証料減額補助」の3つの補助事業のうち、いずれか1つの補助を受ける計画でも、3つの補助全てを受ける計画でも応募ができます。

1. 応募資格

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅を賃貸する事業を行う方（大家さん等）

- ・本事業においては、民間賃貸住宅を賃貸する事業を行う方を事業者とします。賃貸借契約の当事者でない管理会社は事業者にはなりません。
- ・家賃債務保証料減額補助に関しては、計画案が選定された後、家賃債務保証会社等が本事業における家賃債務保証事業者となり、家賃債務保証料減額補助金の交付申請及び受領等を行うことになります。
- ・サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、老人福祉施設、有料老人ホーム、グループホームなどは本事業による補助は受けられません。

2. 対象住宅種別

・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅

セーフティネット住宅として市に登録され、入居者を住宅確保要配慮者とその配偶者等の親族に限定した住宅です。

・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（子育て世帯専用住戸）

子育て世帯専用住戸とは、セーフティネット住宅として市に登録され、入居できる世帯を子育て世帯・新婚世帯に限る住戸です。住戸の床面積が40㎡以上あることが条件で、入居できる子育て世帯は一般の家賃減額補助事業より所得要件が緩和されます。（所得月額15万8千円以下を所得月額21万4千円以下（子どもが3人以上いる場合は25万9千円）に緩和）

また、子育て世帯専用住戸のうち、入居できる世帯をひとり親世帯に限る住戸については住宅の床面積基準が緩和され、通常のセーフティネット住宅と同基準であることが条件となります。

・居住安定援助賃貸住宅

今年度から、居住安定援助賃貸住宅についても補助事業の計画案の募集を行います。

居住安定援助賃貸住宅とは、居住支援法人等と賃貸人が連携し、入居中の居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等）を行う住宅です。

補助事業を受ける場合は、入居者を住宅確保要配慮者とその配偶者等の親族に限定する必要があります。

※本事業による補助を受けるためには、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録をする又は居住安定援助賃貸住宅として認定を受けることが必要です。今回応募された計画案の中から要件を満たすものを、原則として募集戸数の範囲内で選定し、選定後は住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録する又は居住安定援助賃貸住宅として認定を受けていただきます。

2. 募集戸数及び選定上限戸数

(1) 募集戸数

区分	住宅種別	募集戸数
住宅改修費補助	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅※1	15戸程度
	居住安定援助賃貸住宅	15戸程度
家賃減額補助	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅	17戸程度
	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅 (子育て世帯専用住戸)	3戸程度
	居住安定援助賃貸住宅	14戸程度
家賃債務保証料減額補助	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅※2 居住安定援助賃貸住宅	15戸程度

※1 住宅改修費補助については、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（子育て世帯専用住戸）も対象となります。

※2 家賃債務保証料減額補助については、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（子育て世帯専用住戸）は対象外となります。

※ ただし、予算の範囲内までとします。

※ 令和8年10月1日時点で空き家・空き室であることが必要です。

(2) 選定上限戸数

募集戸数を超える計画案の提出があった場合は、住宅種別ごとに**1事業者あたり5戸を上限**に選定します。（応募事業者を一巡して予定戸数に満たない場合、1事業者あたり6戸以上選定することがあります。）

なお、応募戸数に制限はなく、複数の住宅種別に同一住戸を応募することも可能です。（ただし、複数の住宅種別で計画案を応募する場合は、それぞれの住宅種別の要件をすべて満たすことが必要です。）

例：A住宅の101号室について、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅及び居住安定援助賃貸住宅としてどちらも計画案を提出する。

3. 計画案の提出期間

募集期間：令和8年9月1日（火）～9月30日（水）

午前9時～12時、午後1時～5時（土曜・日曜・祝日を除く）

※事前相談は随時受け付けます。来課される際は事前にお電話ください。

※提出期間までに応募書類を全て揃えて提出する必要があります。

応募に必要な書類が揃っていない場合は、受付できませんのでご注意ください。

4. 計画案の提出場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 西庁舎5階

(名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 西庁舎5階)

T E L : 0 5 2 - 9 7 2 - 2 7 7 2

M a i l : a2772@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

※計画案の提出は、応募者又は応募者の委任を受けた代理人の方が住宅企画課まで持参または郵送等で提出してください。メールでの申請も可能ですが、原本の提出を要する書類は、必ず原本を提出してください（コピー、電子データ不可）。また、提出期間までに全ての応募書類が提出されない場合（当課へ未到達の場合）は、受付できませんのでご注意ください。

Ⅱ 応募書類について

1. 計画案応募に必要な提出書類

(1) 応募用紙（別紙1）【原本】

※応募者は、実印を押印してください。

(2) 応募者の印鑑証明書【原本】

(3) 委任状（別紙2）【原本】

※計画案の応募にかかる事務等を他の業者などに委任する場合

(4) 計画案概要書（別紙3）

- ・別添1又は別添2を添付してください。
- ・改修費補助を受ける計画案の場合は、別添3も添付してください。
- ・居住安定援助賃貸住宅として計画案を応募する場合は、別添4及び別添5も添付してください。（すでに認定済の場合は別添5について省略可。）

(5) 付近見取図（A4又はA3とし、次の事項を記載してください。）

- ・縮尺、方位
- ・交通機関（地下鉄駅、その他鉄道駅、バス停留所）
- ・地域の施設（内科等医療施設、食料品を購入できる店舗等商業施設、区役所・小学校等公共施設）

(6) 次に掲げる設計図面一式（原則A3とし、縮尺及び方位を記載してください。）

- ・配置図（住宅及びその敷地を表示）
- ・計画案応募において関係のある各階平面図（住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示。バリアフリーへの配慮がなされている箇所がある場合には、図示又は内容を記述してください。）
- ・住宅改修費補助を受ける計画案の場合には、改修箇所を図示し、内容を記述してください。

(7) 次に掲げる住宅の所有権を確認できる書類【原本】

- ・住宅を自ら所有する場合は、建物の登記事項証明書等
- ・登録申請者が住宅の所有者でない場合は、賃借権又は使用賃借による権利を有する者であることを証する書類及び建物の登記事項証明書

(8) 住宅の管理委託契約に関する書類【原本証明が必要】

※住宅の管理を委託により他の事業者に行わせる場合

(9) 申請者が法人の場合には、①法人の登記事項証明書及び②定款若しくは、申請者が個人である場合には、③住民票の抄本又は④住民票記載事項証明書

【①、③、④は原本】

(10) 検査済証の写し（※確認済証とは異なります）

※着工が昭和56年5月31日以前の場合は、耐震性を有することを示す書類

も提出してください。

- (11) 現況写真（建物の現況（2面以上）、室内の状況がわかる写真）

※空き室であることの確認のため、対象住戸の現地確認をさせていただきます。

- (12) 家賃債務保証料減額補助を受ける計画案の場合は、利用する登録家賃債務保証業者の保証料等の保証内容が分かる書類（商品パンフレット等）

- (13) 近傍同種の住宅の家賃調べ（別紙4）

※2物件以上記載してください。

※記載した物件情報が掲載されているウェブサイトの画面印刷やチラシ等もあわせて提出してください。

※計画案が選定された住戸については、不動産鑑定士による鑑定評価書等の提出を求める場合があります。

- (14) 事業計画案自己採点表（別紙5）

※応募する住戸ごとに、1枚ずつ自己採点表をご作成ください。

※応募する住宅の種類に応じて作成してください。

- (15) 計画案応募提出書類チェックリスト（別紙6）

- (16) 工程表（住宅改修費補助を受ける計画案の場合）

※今回募集する補助は令和8年度予算により行うため、住宅改修費補助を受ける場合、令和8年度（令和8年12月から令和9年2月10日）に改修事業を完了するスケジュールとしてください。

- (17) その他、必要に応じて市が提出を求めた書類

2. 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅登録申請に必要な提出書類

- (1) 登録申請書

・セーフティネット住宅情報提供システムにて作成

- (2) 間取図

・各住戸の規模及び設備の概要を表示（各階平面図でも可とします。）

- (3) 以下の①～④に係る誓約書

・セーフティネット住宅情報提供システムにて作成

①登録申請者（法人である場合は当該法人並びにその代表者及び役員を含む）、建物の所有者、転貸人が法第11条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約（住宅に関する権限が「賃貸借」の場合においては、「所有者及び転貸人」の欄も記入が必要）

②登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員を含む）が法第11条第1項第1号から第5号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約

③住宅の構造が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第11条第1号に規定する基準に適合するものであることの誓約

④登録の申請が基本方針に照らして適切なものであることの誓約

- (4) 耐震性を有することを示す以下のいずれかの書類

（※昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅の場合に限る）

・耐震診断結果報告書

・建設住宅性能評価書

・住宅瑕疵担保責任保険契約書等

- (5) その他、必要に応じて市が提出を求める書類

3. 居住安定援助賃貸住宅認定申請に必要な提出書類

- (1) 認定申請書
 - ・居住サポート住宅情報提供システムにて作成
- (2) 間取図
 - ・各住戸の規模及び設備の概要を表示（各階平面図でも可とします。）
- (3) 居住安定援助の内容の概要図
 - ・市ウェブサイトに掲載のある様式（別紙1）にて作成
- (4) 以下の①～④に係る誓約書
 - ・居住サポート住宅情報提供システムにて作成
 - ① 認定申請者（法人である場合は当該法人並びにその代表者及び役員を含む）、建物の所有者、転貸人が法第42条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約（住宅に関する権限が「賃貸借」の場合においては、「所有者及び転貸人」の欄も記入が必要）
 - ② 認定申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員を含む）が法第42条第1号から第5号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約
 - ③ 住宅の構造が国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第10条第1号に規定する基準に適合するものであることの誓約
 - ④ 認定の申請が基本方針に照らして適切なものであることの誓約
- (5) 耐震性を有することを示す以下のいずれかの書類
（※昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅の場合に限る）
 - ・耐震診断結果報告書
 - ・建設住宅性能評価書
 - ・住宅瑕疵担保責任保険契約書等
- (6) その他、必要に応じて市が提出を求める書類

Ⅲ 計画案の選定について

募集期間内に提出された計画案のうち、以下の内容を満たすものを、原則として募集戸数の範囲内で住宅の種類【住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（一般募集）、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（子育て世帯専用住戸）、居住安定援助賃貸住宅】ごとに選定します。

- (1) 住宅が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅登録基準又は居住安定援助賃貸住宅認定基準に適合していること
- (2) 本市各補助要件に適合していること
- (3) 計画の応募者が適格であること
 - ① 応募者は住宅に対する権原（所有権、賃借権、使用貸借権）を有していること
 - ② 応募者（法人である場合は代表者又は役員を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと

選定の結果通知は、令和8年10月下旬を予定しています。

【選定の考え方】

- 募集戸数を超える計画案の提出があった場合は、提出書類に記載された内容に基づき別表「名古屋市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等補助事業計画案評価点表」に示す評価点により応募する住宅の種類ごとに評価し、当該種類ごとに1事業者あたり5戸を上限に合計得点の高い住戸から順に選定することとなります。(応募事業者を一巡して予定戸数に満たない場合、1事業者あたり6戸以上選定することがあります。)
- 1つの住戸について複数の住宅の種類に応募する計画案の提出があった場合は、当該住戸について応募者が設定した希望順位が第1位の住宅の種類の中から選定します。(当該住宅の種類において選定されなかった場合で、希望順位第2位とした住宅の種類が予定戸数に満たない場合、希望順位第2位の住宅の種類で選定することがあります。また、同様の条件に基づき、希望順位第3位とした住宅の種類で選定することがあります。)
- 複数の住戸を計画案として提出する場合は、一部の住戸のみ選定される場合があります。改修費補助にあつては、計画案に記載された補助予定額に関わらず、補助上限額の条件を付して選定される場合があります。また、選定後に上位の住戸に申請辞退があった場合には、次点の住戸が繰り上げて選定される場合があります。

IV その他注意事項

1. 計画案の選定後は、計画内容の安易な変更は認めません。また、別紙3「計画案概要書」別添3「住戸別の改修工事の内訳」に記載した補助予定額を補助上限額とし、これを超える計画案の変更も認めません。選定にあたっては、各計画の内容に基づき評価しますので、評価の基礎となった内容を変更される場合、選定そのものを取り消すことがあります。
2. 計画案の選定後、事業者の方に直接ヒアリングをさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
3. 応募にかかる事務等を他の業者などに委任されて計画案を応募された場合、事業者の方に応募内容の確認等をさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
4. 事業の実施の中止又は延期をする場合は速やかにその旨を届出してください。
5. 住宅の改修中及び管理期間中に虚偽の申請等の違反行為があった場合は、選定の取消し及び補助金の返還（加算金等含む）が課される場合があります。
6. 管理開始後、管理状況等について報告等が必要です。
7. 国庫補助事業のため、国の会計検査院による検査対象となります。
8. 子育て世帯専用住戸として選定された場合、途中で子育て世帯・新婚世帯以外の住宅確保要配慮者の受け入れ範囲を変更することはできませんのでご注意ください。また、子育て世帯専用住戸のうち、入居者をひとり親世帯に限る住宅として選定された場合で、住戸の面積が40㎡に満たない場合は、ひとり親世帯以外の子育て世帯・新婚世帯に受け入れ範囲を変更することはできませんのでご注意ください。

V お問い合わせ

- ・住宅セーフティネット制度及び補助事業計画案募集に関するお問い合わせは以下へお願いします。

担当課：名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課（居住支援の促進担当）

（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 西庁舎5階）

TEL：052-972-2772

FAX：052-972-4172

E-mail：a2772@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

VI 応募書類様式等について

○計画案提出の応募書類様式等は、下記ウェブサイトに掲載します。

○様式をダウンロードしていただき、記入例を参考に書類をご作成ください。

事業のご案内

応募様式（別紙1：応募用紙）

応募様式（別紙2：委任状）

応募様式（別紙3：計画案概要書）

（別紙3 - 別添1：住宅の規模、設備、家賃等（一般住宅用））

（別紙3 - 別添2：住宅の規模、設備、家賃等（共同居住型賃貸住宅用））

（別紙3 - 別添3：住戸別の改修工事の内訳）

（別紙3 - 別添4：居住安定援助賃貸住宅の概要）

（別紙3 - 別添5：居住安定援助の内容の概要図）

応募様式（別紙4：近傍同種の住宅の家賃調べ）

応募様式（別紙5：事業計画案自己採点表）

応募様式（別紙6：計画案応募提出書類チェックリスト）

【名古屋市ウェブサイト】

<https://www.city.nagoya.jp/jigyouboshu/1014251/1014316/1052113.html>

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅所有者向けの補助事業計画案の募集（追加募集）

（ページID：1052113）をご覧ください。

